



自治会だより 4月号

巻頭言

新緑の候、若葉を目にすると力強さと新鮮さを感じ、明るい気持ちになります。コロナ禍により諸々制限がありましたが、今年度からはかなり緩和されたことも影響しているように思います。当自治会の役員も4月29日の総会をもって新メンバーでの運営が始まります。楽しい行事等諸々計画されていますが、あくまでも主体は会員の皆様です。私も役員から外れますが、今後も自治会行事には一会員として積極的に参加し相互の懇親を大事にしていきたいと思っています。2年間自治会運営に携わって参りましたが会員の皆様には満足のいかない部分が多々あったこととお詫びします。新役員の皆様には今後の自治会運営に期待しています。また会員の皆様も役員にまかせっきりでなく行事には積極的に参加し、この地域の親睦と活性化に努めて、「明るく楽しいふれあいのある街づくり」にご協力を頂ければと思います。

私の最後の巻頭言になりますが今までの拙い文章をお許してください。

自治会長 大野泰伸

◆4月度の定例理事会で次のことが審議されました。

1 令和5年度の上期自治会費及び募金（日本赤十字社）の集金の日程が決まりました。

(1) 金額・日程について

自治会費 ￥1200 - 令和5年度上期分（4月～9月）
 募金 ￥200 - 強制ではありません
 集金日 5月2日（火）から5月11日（木）

*会員の皆様並びに新班長さん、新街区長さん お手数お掛けしますが、ご協力宜しくお願い致します。

(2) 4月開催の役員会での質問について

1. 副班長の役割について質問がありました。

自主防災会組織第8条に記載されている通り、班長は任務終了後1年間、自主防災会の「副班長」となり、防災に関する班長の業務を支援することです。

2. ごみや資源物の集積場で間違っただごみの出し方があり、未回収物となりごみ当番が困っているとの質問がありました。

万一、未回収ごみが発生した場合は、正しい出し方の啓発のため数日間その場に放置、その後搬出者が持って帰れば問題ありませんが、そのままの状態が続けば、

茅ヶ崎市環境事業センター Tel. 0570-005-383

に連絡して回収のお願いをする。(茅ヶ崎市環境事業センター確認済み)

一人ひとりがごみの出し方のルールを守りましょう!!

(3) ハトの餌やりについて

他の自治会からハトに餌をやることで近隣住民が糞害で困っているとの要望が寄せられています。

ハトのためにも ハトにエサをあたえないで !!

◆3月・4月会員異動状況(4月23日現在)

<入会> 森田 葉奈 7街区 5班 (3月22日付け)

<退会> 久保 皓 5街区 1班 (4月3日付け)

中田 紘平 5街区 5班 (4月17日付け)



編集後記

沿道のツツジが色鮮やかに咲き誇り、見る者を元気づけてくれています。

昨年、この自治会だよりの担当となり、精読するようになって改めて気づいたことが多くありました。自治会の活動が多岐にわたった活動であったことや、私たちの住環境の安全安心をになうものであったことなど、意識せずに暮らしていられたのだということに気づかされました。この一年、そのような役割ができていたら幸いです。一年間、有難うございました。

総務部一同